

播磨町電気自動車普及促進事業 仕様書

1. 事業の名称

播磨町電気自動車普及促進事業（以下「事業」という。）

2. 事業の目的

播磨町（以下「町」という。）は、公共施設などへの電気自動車の充電設備及び電気自動車を導入することで脱炭素社会を推進していくための利用環境の整備を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年5月31日（金）までとする。

4. 設置場所

播磨町役場第1庁舎駐車場及び第1庁舎公用車駐車場（住所：播磨町東本荘1丁目5番30号）

5. 事業の概要及び実施

(1) 事業概要

電気自動車用普通充電設備及び電気自動車を導入する。

普通充電設備 : 第1庁舎駐車場 2台（6kw）

第1庁舎公用車駐車場 3台（3kw）

軽・電気自動車 : 1台

(2) 事業の実施

ア 事業は本仕様書及び特記仕様書に基づき実施すること。

イ 受託者は、事業の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受託者は、町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。

エ 受託者は、業務の進捗に関して、町に対して定期的に報告を行うこと。

オ 受託者は、自社の社員の中から、主任技術者を選任することとし、主任技術者と現場代理人は兼任することができる。現場代理人は協力会社から選任してもよい。なお、担当者を選任した時は速やかに町に報告すること。

カ 事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ町に再委託業者選定報告書を提出し、町の承諾を得ること。

キ 事業に関する町との打合せは、随時、播磨町役場で行うこと。

ク 事業の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 事業計画書の提出

(1) 受託者は、契約締結後7日以内に事業計画書を作成の上、町に提出し、承諾を受けること。

(2) 事業計画書には、次の事項を記載すること。

- ア 検討事業内容
 - イ 事業遂行方針
 - ウ 事業工程表
 - エ 事業実施体制及び組織図
 - オ 主任技術者、現場代理人等一覧表及び経歴書
 - カ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書
 - キ 打合せ計画
 - ク その他、町が必要とする事項
- (3) 前(2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに町に文書で提出し、承諾を受けること。

7. 委託料の制限

13,904,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8. 打合せ及び議事録

事業を適正かつ円滑に実施するため、受託者と町は打合せを行い、事業方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。記録は、Word形式（A4縦型横書き）で速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として町へ提出すること。

9. 仕様

(1) 全般に係る事項

- ア 町庁舎のデザインとの調和、既存設備との連携を考慮し、実現可能な機器レイアウトとすること。
- イ 具体的なシステム提案、消費電力の効率性、導入効果、実施体制などを記載し提案すること。ただし、実現可能で高効率のものに限るものとする。なお、独自提案（町の特性や施設の状況を踏まえた提案、事業により導入する設備の効果をさらに高めるための提案など、地域貢献や企業連携の手法等）も積極的に行うこと。
- ウ 事業に係る電気自動車用普通充電器は第1庁舎駐車場に2台、第1庁舎公用車駐車場に3台設けるものとする。
- エ 電気自動車用普通充電器及び電気自動車ともに設置・納車時に新品・新車に限る。

(2) 実施体制、人員配置等以下の条件を有した体制の整備及び担当者の配置を行うこと。

- ア 設計に係る必要な知識及び技能を有し、法令により必要となる資格を有する技術者を配置するとともに、建築、構造、電気設備、機械設備等、事業の遂行に必要な分野の担当技術者を配置すること。
- イ 工事に係る必要な知識及び技能を有し、法令により必要となる資格を有する現場代理人及び主任技術者を配置するとともに、各工事を担当する専門技術者など必要な体制を整えること。

(3) 設置スケジュール、周辺への配慮などの事項

- ア 設置に当たっては、設置する機器の仕様、作業スケジュール、作業方法等について、事前に

町及び電力系統への逆潮流が発生する恐れなどを考慮し、関係企業等と協議の上、承諾を得てから実施すること。

イ 効率的な作業スケジュールを組み、内容を明確にすること。工程や作業時間、設置方法等については、町、関係企業等と事前に十分な協議を行った上で、円滑な設置に努めること。

ウ 機器の設置については、町の通常の業務に支障とならない工程、方法とすること。

エ 工事を進める前に、町から要請があった場合は、近隣住民に対応した工事説明（集団又は個別対応）を行うこと。なお、説明の資料作成、費用等については、受託者が負担すること。

オ 設置期間中に発生した既存構造物・設備などの汚れ及び破損・物損は受託者の責任において原状復旧すること。

カ 設置期間中、近隣住民、近隣建物に配慮した十分な安全、騒音、振動等の対策を講じること。万一、設置により第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において対処すること。

キ 設置に際し、必要となる関係官公署その他への手続き等については、受託者が速やかに行うこと。

ク 既存建物や設備に極力影響を与えない設備とし、社会情勢の急激な変化等の想定外の事態を除き、受託金額等に変更が生じないこと。

ケ 設置は建物の強度に配慮して実施するものとし、壁・梁を貫通する場合や支障となる既設機器類・配管類の移設・迂回は極力行わないよう努めるとともに、やむを得ず必要な場合は、町と協議し、承諾を得てから施工すること。ただし、企画提案書の提案以外の手法により設置費用が増加する場合は、受託者の負担により実施するものとする。また、設置に当たり、各種法令に基づき必要となる設備等は、受託者が設置するものとし、その費用は業務費に含むことができる。ただし、やむを得ない事情を除き、企画提案時の見積もりに含むものに限る。

コ 受託者は協力企業等に対し、設置目的物及び設置材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。）への加入を義務付けるものとする。

サ 設置完了後の完成検査に合格しないときは、直ちに手直し等の措置を講ずること。

シ その他、疑義のある場合は、事前に町と協議を行い、事業を進めること。

10. 費用負担

図面作成、配線、支障移設等を含めた充電設備等の設置に要する費用は、町の責めに帰すべき事由によるもの、仕様書等において町が負担することを特に明記しているものを除き、受託者の負担とする。

11. その他

- (1) 受託者が業務を再委託する場合は、町内に本店又は支店、営業所を有する業者を積極的に活用する等、地域経済の活性化に貢献すること。
- (2) 受託者は本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。
- (3) 充電設備等の品質が契約内容に適合しないものであった場合の対応に要する費用は、受託者負担とするものとする。

- (4) 本業務において、補助金、交付金及び地方債の申請を行う場合は、受託者は補助金、交付金及び地方債申請に必要な書類等の作成支援を行うこと。